

<令和6年度 入札・契約制度等説明会に関する質問回答一覧>

* 工事に関する説明会: 令和6年4月12日(金) 13:30~14:30

質問内容	回答内容
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、AとかBの等級に対する縛りはあるのか。</p>	特定JV発注工事における地元中小企業評価については、A等級を対象と考えております。 なお、地元中小企業とは、「地元」=中国地方整備局港湾空港部管内に本社或いは本店を有する者。「中小企業」=資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社としています。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、一般競争参加資格の客観点数に縛りはあるのか。</p>	特定JV発注工事における地元中小企業評価については、対象工事を「港湾土木工事」の予定金額が「5億円以上8.1億円(WTO)未満」としているため、客観点数による要件設定ではなく、等級(A等級)による設定となります。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業の出資比率に応じた加点について、P7の下表で10点の加点があるかと思うが、配点割合はどうなっているのか。 また満点はいくらか。満点をとるには出資比率をどうすべきか。</p>	地元中小企業の加点については、地元中小企業単体にて参加される場合には、満点10点、特定建設工事共同企業体にて参加される場合には、代表者又は構成員としての出資比率に応じて加点を行います。(例えば、出資比率30%の場合には、3点加点となります)
<p>【港湾整備事業実施における取組みについて(工事)】 P.2 各種試行・取組(施工基準関係)の令和6年度の方針 荒天リスク清算型について、日本海側での実施となっている。瀬戸内側の企業から瀬戸内側も対象してほしいと要望があり中国地方整備局も検討するとのことだったが、R6dについては引き続き日本海側を対象とするということではよろしいか。</p>	R6dについては引き続き日本海側を対象とします。
<p>【技術提案評価型S型 技術提案の作成にあたっての留意事項】 P.2 オーバースペック・標準案相当と判断して評価しない提案 オーバースペックの考え方について、「明らかに過剰な費用を要す材料」とは、どの程度の金額であるか、ボーダーラインのような基準があるのであれば教えてほしい。</p>	オーバースペックの考え方において、明確に金額の基準を設けているものではありません。 【オーバースペックと判断する提案】 例)騒音低減に係る提案において、防音パネルを1枚設置することで騒音低減効果が期待できるところを、更に効果を高めるため2枚重ねにする提案
<p>【技術提案評価型S型 技術提案の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 複数提案の考え方について、複数の提案で明らかに施工方法が違うものであれば理解できるが、一つの施工目的に対する工夫が複数あった場合も複数提案とらえられるのか。 例えば汚濁防止膜の例で言えば、めくれ防止として縦に複数の錐をつけて、カーテン自体を強くする場合など、一つの施工方法の中にオプション的に軽度の工夫が入る場合など。</p>	汚濁防止膜(例)においては、水質汚濁拡散低減(目的)に対する提案として、カーテンのめくれ防止(対策)に関する工夫の中で、錐やチェーンなど複数の材料を使用してカーテン補強を行う場合においては、めくれ防止の一連と判断させていただくこととしております。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.3 主任(監理)技術者等未経験者育成型の試行 主任(監理)技術者等未経験者育成型の試行の技術者の要件について、定期的に配置予定主任(監理)技術者の現場指導が1回/週程度必要となっているが、その際の証明書等は必要なのか。</p>	定期的な指導(1回/週程度)の確認については、履行報告書の記事欄に指導日を記載して頂き、確認することになります。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.3 主任(監理)技術者等未経験者育成型の試行 主任(監理)技術者等未経験者について、同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)に限る)とあるが、国の工事を想定されているのか。港湾管理者の工事での経験は含まないのか。</p>	主任(監理)技術者等未経験者の同種工事については、全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の施工経験を対象としているため、地方公共団体や民間での施工経験は対象外となります。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.6 施工能力評価Ⅰ型(B,C等級向け)配置予定技術者の能力評価項目及び配点 民間工事においても主任・監理技術者、現場代理人として従事しておけば、配点があるのか。</p>	施工能力評価Ⅰ型(B,C等級向け)配置予定技術者の同種工事の施工実績評価においては、民間工事で主任(監理)技術者、現場代理人として従事した実績でも評価(配点)の対象と考えております。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に地元中小企業を含む場合とあるが、単体=JVではないという理解でよいか。また、その場合に単体の地元中小企業であれば、加点対象となるのか。</p>	「単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員において、地元中小企業を含む場合」と記載しておりますが、単体=JVではなく、「単体または特定JVの代表者又は特定JVの構成員において、地元中小企業を含む場合」となります。また、地元中小企業単体にて参加される場合には、満点(10点)の加点となります。
<p>【技術提案評価型S型 技術提案の作成にあたっての留意事項】 P.1 評価方法 評価方法における有効性S~Cと具体性A~Cのマトリックス表のなかで、各該当の得点配分を教えてください。また、SAやA'A'などマトリックスの優劣順位を教えてください。</p>	各得点配分については、お答えできません。なお、優劣順位については、SA評価が一番高い評価となり、次にA+評価の順番となります。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.3 主任(監理)技術者等未経験者育成型の試行 「定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)」の1回/週程度に明確な範囲はあるのか。 また、違反した場合の罰則等はあるのか。</p>	技術指導者の要件である「定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)」については、最大10日以内等の明確な決めはありません。また、違反した場合の罰則については、入札説明書に記載の内容を履行していないことになるため、程度によっては工事成績点を減らすなどの罰則が生じる可能性があると考えます。
<p>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.10 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価 作業船の保有状況及び環境基準達成状況の評価について、見直ししていただくことは可能であるか。(例えば、1次下請企業の保有状況及び保有する作業船の環境性能の達成状況でも加点)</p>	作業船の保有及び環境基準達成状況の評価については、全国的な評価基準となっているため、明確な回答は出来ません。

* 業務に関する説明会: 令和6年4月12日(金) 16:00~16:30

質問内容	回答内容(案)
意見なし	